

◆要望事項と大阪市からの回答◆

1	項目	橋下元市長が私どもの前で明言された、大阪市所有施設の空きスペースを活用した障がい者の総合福祉センターの設置については、前年度、現時点で設置予定は無いとのご回答でしたが、小学校の統廃合等が進み空き施設等も見受けられる中、現在の検討状況を教えていただくとともに、設置を検討する段階で広く市内の障がい者団体等の意見を聴取するよう要望する。
	回答	<p>【担当】 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8081</p> <p>障がい者の総合福祉センターの設置については、以前よりご要望いただいているところであります。</p> <p>本市において、現時点においても設置の予定はありませんが、引き続き、障がいのある方への必要なサービス提供に努めてまいります。</p> <p>なお、設置することになれば、大阪市身体障害者団体協議会等のご意見をお聞きしながら、進めてまいりたいと考えております。</p>

における支援について、雇用施策との連携により実施することとされておりまして、企業が「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」や「重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金」などの障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用してもなおお障が残る場合や重度障がい者等が自営業者として働く場合等で、本市が必要と認めた場合に支援を行うこととしておりますので、本制度の周知等も含め、ご理解ご協力のほどよろしくお祈いします。

また、同行援護につきましては、18歳以上の障がい者は一月あたり51時間の支給基準時間を設けております。一月あたりの支給量については、面接等聞き取りにより生活状況や障がい状況の確認及び必要とするサービス時間を勘案し、支給基準時間の範囲内で決定することを基本としています。支給基準時間を超える場合は、区役所と福祉局で協議を行い、審査会に諮った後、区役所で支給決定することとなります。今後とも個々の状況を踏まえたサービス提供に努めてまいります。

2	項目	市内に居住する働く障がい者が「重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金」や「重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金」を利用できるよう、大阪市においても「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」を実施するよう要望する。
	回答	<p>また、大阪市において設けられている視覚障がい者の移動支援同行援護の時間制限を緩和して、社会参加の機会を確保するよう要望する。</p> <p>【担当】 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986</p> <p>重度障がい者への就業支援につきましては、国に先駆けて令和2年度より府市事業として実施してきたところですが、令和3年度は、国が地域生活支援事業として新たに創設した「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」として、令和3年12月より実施しております。</p> <p>本事業は、重度障がい者等の通勤や職場等</p>

3	項目	<p>今般のコロナ禍において、ワクチン接種申込情報やその他関連情報を得ることが障がい者にとって著しく困難であったことから、国における読書バリアフリー法施行や今年7月からの電話リレーサービスの公共インフラとしての開始を受けて、手話や点字、要約筆記等の障がい者のコミュニケーション手段のより一層の確保に努めるとともに、デジタル庁発足に象徴されるデジタル化社会に対応するため、デジタルディバイドを当事者団体の意見を踏まえて解消を図られるよう要望する。</p> <p>あわせてここ数年、設置予定が無いとの回答が続いている「聴覚障がい者情報提供施設」の設置について改めて強く要望する。</p> <p>また、大阪市や区役所ならびに関係機関、団体が開催する講演会、研修会等には要約筆記を付けるとともに、行政窓口等の各種手続きにおいても要約筆記の派遣をおこない、難聴者の「聞く権利」と「社会参加」をさらに進めるよう要望する。</p>
---	----	--